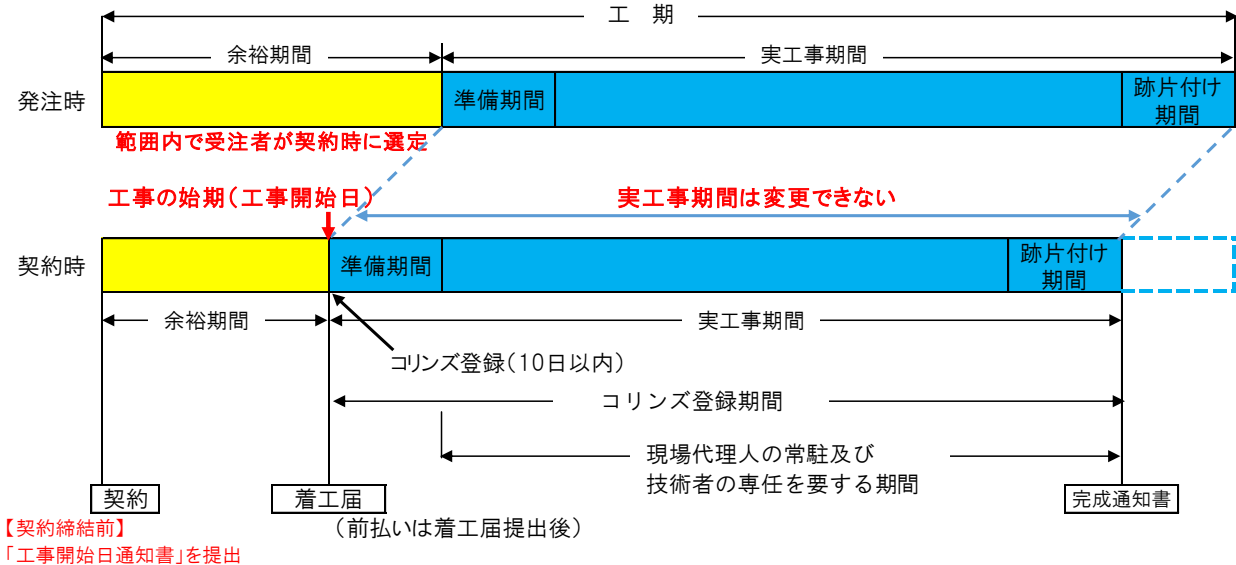


【参考資料】

◇工期の具体的な考え方

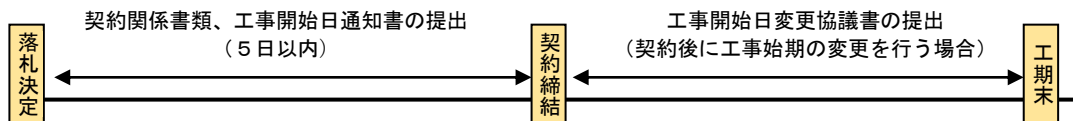


- ※ 主任（監理）技術者及び現場代理人の取扱いについては、平成28年9月23日付け監第509号「主任（監理）技術者及び現場代理人の取扱いの改正について（通知）」による。（別添参考2）
- ※ 受注者が契約締結前に工事開始日を余裕期間内で選択（契約時に「工事開始日通知書」を提出）
- ※ 実工事期間は変更しない。（工事開始日より工期末が決定）
- ※ 余裕期間は3か月を超えない範囲内で設定。
- ※ 契約締結後において、工事開始日の変更の必要が生じた場合は、「工事開始日変更協議書」を提出し、工期に係る契約を変更する。（発注時の余裕期間内であれば、着手日の変更が可能）

◇入札・契約事務の具体的な取扱い

(1) 工事開始日通知書の提出先、提出時期について

「工事開始日通知書」は落札決定後5日以内（土日祝日等を除く）に契約関係書類と併せて入札・契約担当課に提出することとする。  
 なお、契約締結後に工事開始日の変更の必要が生じた場合は、「工事開始日変更協議書」を施工担当課へ提出し、工期に係る契約を変更する。



(2) 契約書の作成について

契約書に記載する工期は契約日の翌日から、「工事開始日通知書」に記載の「工事の終期」までとする。なお、工期末が土日、祝日等である場合は、翌開庁日を工期末に設定する。

(3) 契約保証について

履行保証契約等において、確認する履行保証期間等は（2）により、設定した工期のすべてを含む期間とする。

